

被災された
皆様へ

被災者支援カード

使える支援制度のカードを探しましょう

*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海

災害直後

(保険の確認・社協の貸付も)

応急修理制度 (災害救助法)

大規模半壊・半壊の世帯
59.5万円 (2020)
準半壊の世帯
30万円

窓口

自治体

誰に

使うと**原則仮設住宅**
に入れなくなるので、
修理した自宅でなん
とか生活できる世帯業者に修理を頼む
前に自治体に相談

基礎支援金

(被災者生活再建支援法)

①全壊 ②半壊以上の建物
等を解体 ③長期避難世帯
100万円
大規模半壊
50万円

窓口

自治体

誰に

左の条件を満たす世帯
(賃借人も)。特に②
③は不明なら要相談
(単身は4分3の金額)所得条件なし。お金
の使い道も制限なし

災害援護 資金貸付 (災害弔慰金法)

借入最大**350万円**
(全壊250万/半壊1
70万/家財3分の1
損害150万など)

窓口

自治体

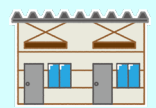
誰に

災害で負傷したり、
家財の損害、住宅の
全半壊などがある人
(**所得条件あり**)返済期間10年。当
初3年間は無利子

数か月後

(義援金・災害弔慰金も)

仮設住宅 (災害救助法)

原則**2年間**
(特定非常災害適用
なら延長可能性も)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

窓口

自治体

誰に

居住できる家がなく自
分の資力では住宅を確
保できない人
(**半壊でも入居可能性**)入居に所得条件あるも
運用は自治体で様々

公費解体

(環境省の制度)

建物を**無償で解体**
(家屋と一体の浄化槽
は対象可能性も。建物
は地面の上のみ解体)

窓口

自治体

誰に

特例適用なら、半壊
以上の家屋の所有者
(2階建かつ10m以下等
一定の事業所も対象)所得条件なし。3階建
以上のアパートや、倉
庫などは要相談。

雑損控除 (災害減免法も)

その年の**所得の10%**
を超える部分の損害額
が**所得控除**される等

窓口

税務署に確定申告

誰に

住宅・家財・車両・お墓
などの損害や災害関連
費の支出がある人家財の損害額不明
でも**推定規定**あり

その後

(その他の制度)

加算支援金

(被災者生活再建支援法)

建設・購入で **200万円**
修理で **100万円**
民間貸借へ **50万円**

*中規模半壊は上の半額

窓口

自治体

誰に

基礎支援金をもった
世帯が、住宅再建・修
理・賃貸転居をする時
(**単身は4分3の金額**)一度転居して、その後
再建・修理した場合でも
左の金額までもらえる

被災ローン 減免制度

(自然災害ガイドライン)

預貯金**500万円**・家財
保険金・各種支援金
などを手元に残し、ロー
ンの減額・免除の可能性あり
*ブラックリストに載らない

窓口

弁護士会に相談を

誰に

災害救助法の災害で
住宅ローンなど個人
のローンの支払が難
しくなった人自己破産や返済交
渉の前に検討を!

災害復興 住宅融資

(リバースモーゲージ)

建設・購入・リバモ融資
半壊以上で抵当権
修理の融資
一部損壊でもOK

窓口

住宅金融支援機構

誰に

住宅の修理費用や
再建費用を借りたい人60歳以上なら不動
産を担保に、利息の
みの返済の**リバ
ースモーゲージ**も